

I 農業経営体の部

解説

この部には、「2020年農林業センサス 農林業経営体調査」に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、令和2年を調査年として、農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の期日

令和2年2月1日現在

(3) 調査の方法

「農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象」の実施系統で行い、統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法で実施した。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

2 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30 a以上の規模の農業
イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の基準以上の農業

(ア) 露地野菜作付面積	15 a
(イ) 施設野菜栽培面積	350 m ²
(ウ) 果樹栽培面積	10 a

(エ) 露地花き栽培面積	10 a
(オ) 施設花き栽培面積	250 m ²
(カ) 搾乳牛飼養頭数	1 頭
(キ) 肥育牛飼養頭数	1 頭
(ク) 豚飼養頭数	15 頭
(ケ) 採卵鶏飼養羽数	150 羽
(コ) ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
(サ) その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模	

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

(2) 農業経営体

農林業経営体のうち、ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(3) 個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

(4) 団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

(5) 法人化している（法人経営体）

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

(6) 農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の

2 農業経営体の部_解説

利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。

(7) 株式会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

(8) 合名・合資会社

会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

(9) 合同会社

会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

(10) 農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

(11) 森林組合

森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

(12) その他の各種団体

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。

(13) その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。

(14) 地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。

財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。

(15) 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕

地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

ア 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。

イ 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。

ウ 耕起、稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

エ 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

オ 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。

なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。

カ 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。

キ 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。

ク 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

る。

(16) 農産物販売金額

肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。

(17) 単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

(18) 準単一複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

(19) 複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。

(20) 主副業別経営体

ア 主業経営体

農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

イ 準主業経営体

農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

ウ 副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

エ 農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。

(21) 基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(22) 総農家等

ア 農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間に自営農業に従事している者がいる世帯をいう。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

イ 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間に自営農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

ウ 自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間に自営農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

エ 土地持ち非農家

農家以外で耕地等を5a以上所有している世帯をいう。

3 利用上の注意

調査対象の属性区分については、2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。

2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

[調査概要の詳細についてはこちらから](#)
[（農林水産省HPへリンク）](#)

この部についての照会先

統計部 経営・構造統計課

電話 (076) 263-2161 内線 3636

直通 (076) 232-4894